

## 剪定枝の収集（お知らせ）

平成26年4月1日から、これまで「燃やせるごみ」として収集していた剪定枝をウッドチップ化し再利用するため村で回収いたします。

ご家庭の庭などで剪定された際に出る木の枝は、下記の要領で各地区のごみステーション脇に積んでおいて下さい。

回収した剪定枝は細かく裁断し、田んぼや畑で使用できる土壌改良材に加工いたします。

ごみの減量化、再資源化に向けた取り組みにご理解いただき、限りある資源の有効利用にご協力をお願いいたします。

- 回収開始日 平成26年4月から
- 回収日 毎月第2・第4月曜日（月2回）  
（午前8時までに回収場所へ）
- 回収場所 各地区ごみステーション  
（ごみステーション内ではなく外に積んで下さい）
- 出し方 太さ12cm以内、長さ1.5m以内に剪定し縄で縛る  
（1束あたり5kg程度を目安にして下さい）



※回収日以外に剪定枝が出た場合は直接搬入も可能ですので下記にお問い合わせ下さい。

ごみ全般に関すること : 舟橋村役場生活環境課 TEL 464-1121

剪定枝の回収に関すること : 舟橋村シルバー人材センター事務局 TEL 464-1126

## 剪定枝の分け方・出し方 Q&A

---

**Q：剪定した枝が見えない程、葉っぱがたくさん付いています。枝と葉を分ける必要がありますか？**

A：分ける必要はありません。葉の付いたまま、ヒモで束ねて出してください。ただし、葉っぱのみの場合は、チップになりませんので、『燃やせるごみ』になります。

**Q：短くて細い枝ばかりですが、「資源」になりますか？**

A：小さな枝でも「資源」になります。長い枝の間に挟むなどして、できるだけヒモで束ねて出してください。

**Q：造園業者などの専門業者に剪定を依頼しました。村で収集してもらえますか？**

A：専門業者に依頼したものは事業系ごみとなるため、村では収集しません。剪定した業者に処理を依頼してください。

**Q：剪定枝を資源化すると、何に利用できるのですか？**

A：収集した剪定枝は破砕機でチップ化します。チップ化したものは、土壌改良材の原材料、雑草等抑止材等に使用できます。

### ◆剪定枝として出すことができないもの

- キョウチクトウ、あせび、うるし、カクレミノ、ユズリハなどの毒のある樹木。
- シイタケ用基材菌類の付着したもの。

**※袋詰めにはしないでください。（袋はチップ化するにあたり不純物となるため）**

搬入場所について

